

魚津市告示第141号

魚津市創業者支援事業助成金交付要綱の一部改正について  
魚津市創業者支援事業助成金交付要綱（令和元年魚津市告示第102号）の  
一部を次のように改正する。

令和2年12月18日

魚津市長 村椿 晃

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（令和2年度における補助金の額の特例）

- 3 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに本助成金の交付の認定を受けた者に係る第5条第1項の規定の適用については、別表奨励金の項中「10万円」とあるのは、「20万円」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は公表の日から施行する。